

国の記録と厚生年金基金等の 記録との突合せについて

平成 23 年 10 月 31 日

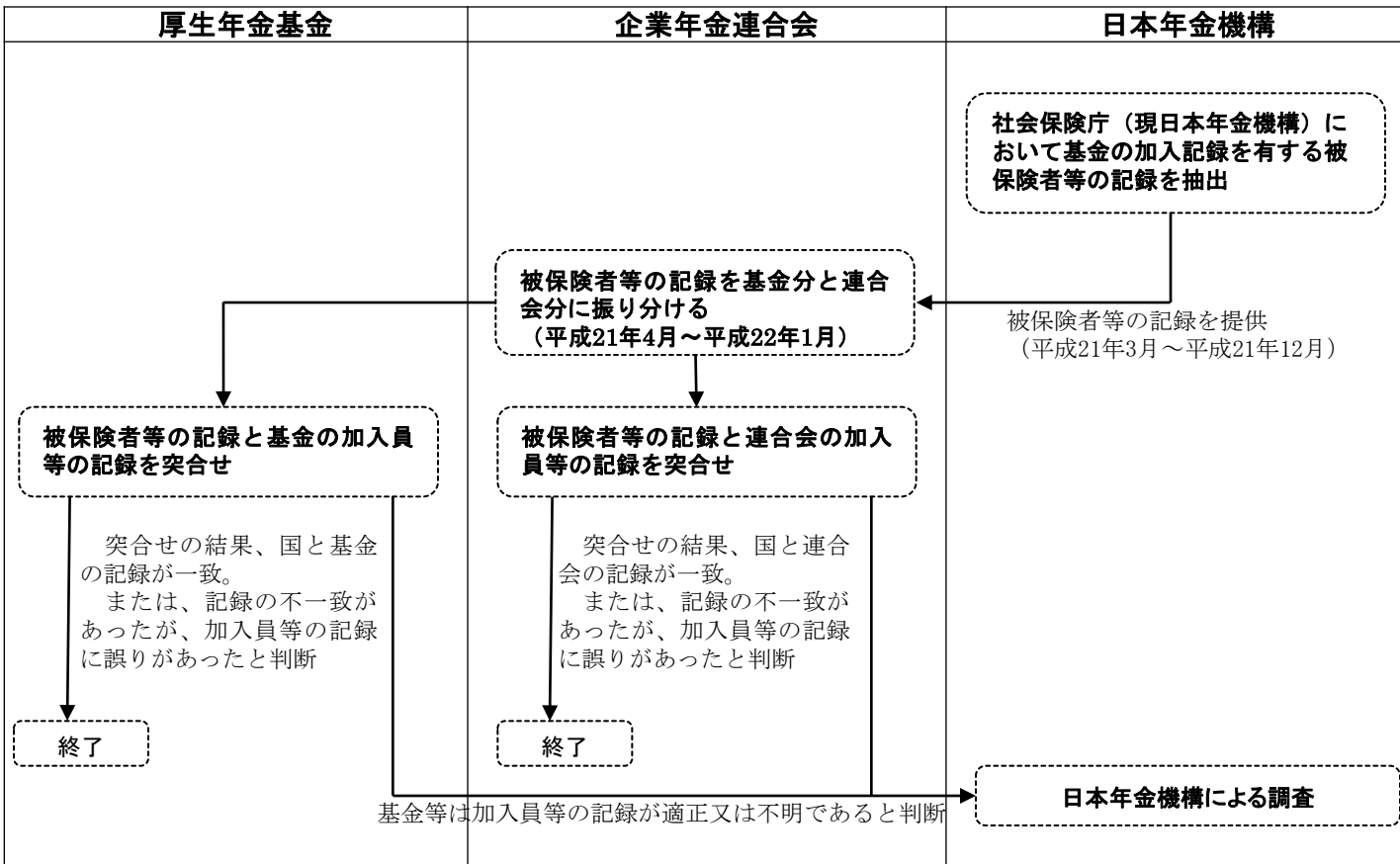
厚生労働省年金局
日本年金機構

国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

<概要>

- 国の記録と厚生年金基金・企業年金連合会（以下、厚生年金基金等）の記録の双方の整合性を図るため、平成21年3月より社会保険庁（現日本年金機構）から厚生年金基金等に対して、被保険者等の記録の提供を行い、突合せを実施している。
 - 日本年金機構から記録の提供を受けた企業年金連合会は、企業年金連合会分と厚生年金基金分の仕分けを行い、厚生年金基金に対し、被保険者等の記録の提供を行う。（平成22年1月に完了）
 - 記録の提供を受けた厚生年金基金等においては、記録の突合せを行った結果、双方の記録が不一致の場合には、必要な調査・事業主等に対する確認等を行い、更に要すれば日本年金機構に対して調査依頼を行う。

<参考：国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せ（概略図）>

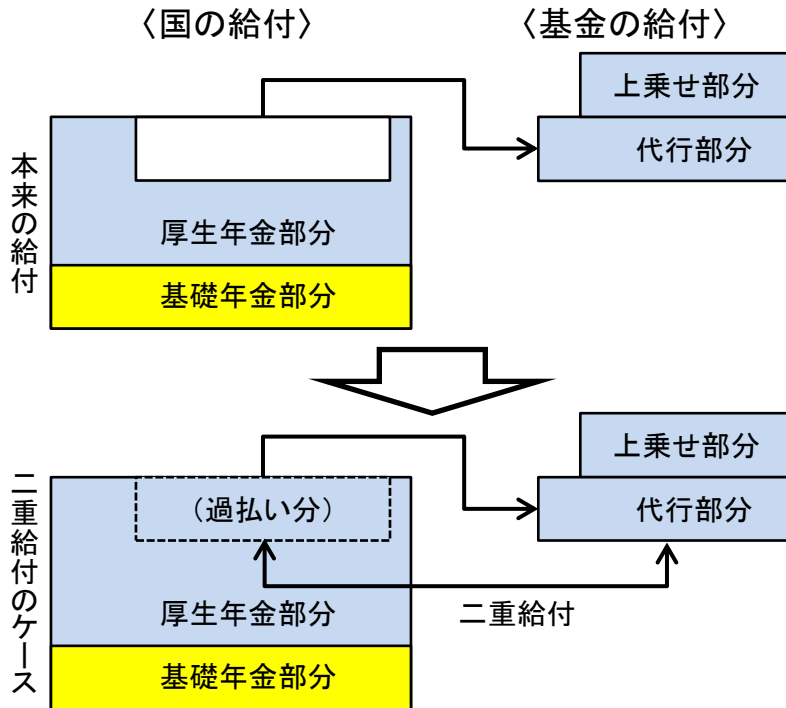


（注1）突合せ項目は、次の通り

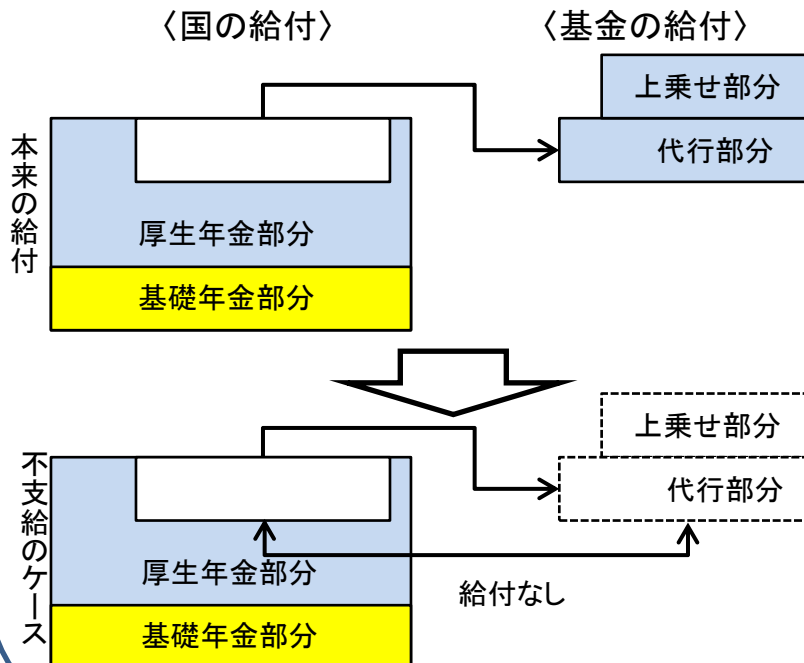
- ①基礎年金番号、②氏名、③生年月日、④性別、⑤異動年月日、⑥種別、⑦異動原因（取得、月・算定・喪失）、⑧標準報酬月額及び標準賞与額

厚生年金基金代行部分が「二重給付による過払い」又は「不支給」となっている事案

○ 二重給付による過払い事案



○ 不支給事案



厚生年金基金に係る代行部分の「二重給付による過払い」又は「不支給」事案の取扱い

1 事案の概要

- 年金記録問題に対する取組の一環として、現在、厚生年金基金の加入員記録（以下「基金記録」という）と国の被保険者記録（以下「国記録」という）の突合せ作業を行っているが、その突き合わせの結果、基金記録と国記録の内容が不一致となったものの中に、基金記録と国記録との間で「基金加入の有無に関する記録」が異なることにより、以下のような事案があり、この対応について検討してきた。

- ① 厚生年金基金に係る代行部分が基金と国から二重に給付され、国給付分が過払いとなっている事案(二重給付による過払い)
- ② 厚生年金基金に係る代行部分が基金、国いずれからも給付されない事案(不支給)

2 基金加入の有無に関する記録が異なる主な「原因」と考えられるもの

- 国記録の誤り … 旧社会保険事務所において基金加入・脱退時の紙台帳への被保険者種別の記載誤り、または、紙台帳記録をコンピュータに転記する際の誤入力。（主に昭和 63 年のオンラインシステム実施（厚生年金適用）の前に発生したものと考えられる）
- 基金記録の誤り … 事業主が基金に対して資格取得届等の必要な届出をしていない。

※ 国記録に関しては、オンラインシステムにより、基金加入の有無に関する記録の誤りが生じないよう対応済。

3 対応方針

① 国記録が誤りの場合

	二重給付による国給付分の過払い	不支給
受給者	・ 日本年金機構が記録を訂正し、ご本人に通知。 ・ 他の事務処理誤りによる場合と同様、 <u>国が給付する過払い分の減額の裁定を行い、過払い分の返納（最大5年分）手続き。</u>	・ 日本年金機構が記録を訂正し、ご本人に通知。 ・ 増額の裁定を行う。（時効特例給付の対象）
被保険者	・ 日本年金機構が記録を訂正し、ご本人に通知。	・ 日本年金機構が記録を訂正し、ご本人に通知。

② 基金記録が誤りの場合

基金に対し、基金給付の増額、減額など必要な対応を行うよう指導する。

厚生年金基金の加入状況に関する記録が国と基金で相違する事案のサンプル調査結果について

平成 23 年 10 月 4 日 日本年金機構

1. サンプル調査（その 1）

厚生年金基金の加入状況に関する記録が国と基金で相違する（以下「基金加入状況記録相違」という。）事案に分類されるものの件数及び具体的な事案を把握するため、サンプル調査を実施（平成 22 年 9 月）。

<調査の概要>

①調査対象 47 都道府県事務センターにおいて平成 22 年 9 月 1 日～24 日に厚生年金基金及び企業年金連合会（以下「基金等」という。）から記録が不一致であるとして調査依頼を受け付けたものの中から、基金加入状況記録相違事案に該当するものを全件抽出。

②調査内容 基金加入状況記録相違事案に該当するものの事案類型（事案①又は事案②）ごとの件数を調査。

事案①：国の記録が「基金非加入」であるにも関わらず、厚生年金基金又は企業年金連合会に記録がある（代行部分二重給付）

事案②：国の記録が「基金加入」であるにも関わらず、厚生年金基金又は企業年金連合会に記録がない（代行部分不支給）

③調査結果

上記期間の不一致事案の 総受付件数	うち「基金加入状況記録相 違」と考えられる件数（ア）	アのうち事案① （二重給付）	アのうち事案② （代行部分不支給）
49,543 件（100%）	3,187 件 <u>（不一致事案の 6.4%）</u>	618 件 <u>（不一致事案の 1.2%）</u>	2,569 件 <u>（不一致事案の 5.2%）</u>

2. サンプル調査（その2）

「基金加入状況記録相違」を補正した場合の年金額への影響を把握するため、サンプル調査を実施（平成23年4月）。

<調査の概要>

- ①調査対象 調査時点(23年4月)で受付件数の多い上位20都道府県（宮城県除く）の事務センター。
- ②抽出方法 基金加入状況記録相違事案のうち、上記事案①・事案②別に、最近調査依頼を受け付けたものから順に遡って5件を抽出。
(事案①・②各100件)
- ③調査内容 国記録、基金記録のどちらが正しいか確認作業を行わず、以下の仮定で影響額を算出。

事案①（代行部分二重給付）：仮に国の記録を「基金加入」に訂正した場合に、国の給付が減少する額(年額)

事案②（代行部分不支給）：仮に国の記録が正しい場合に、厚生年金基金又は企業年金連合会が支給する代行部分の額(年額)

④調査結果

(1) 厚生年金(国)の増減額(年額) (別紙「種別訂正による年金額減額(又は増額)(年額)分布図」参照)

(概要) 事案①・事案②とも、年金増減額(年額)1万円以下のものが7割程度を占める。

		件数	基金加入状況記録相違月数 中央値(平均)	増減額(年額)		
				中央値(平均)	最高額	最低額
事案① (二重給付)	受給者	76件	7月(13.7月)	▲3,820円(▲15,590円)	▲161,500円	▲128円
	被保険者	24件	4月(7.3月)	▲2,300円(▲6,510円)	▲51,750円	▲128円
事案② (代行部分不支給)	受給者	68件	7月(19.5月)	2,450円(22,200円)	813,987円	195円
	被保険者	31件	9月(34.9月)	11,500円(54,280円)	461,416円	734円

(2) 記録相違の時期

(概要) 事案①はオンライン化前の古い時期に限ってみられる。一方、事案②は新しい時期についてもみられる。

	事案①(二重給付)		事案②(代行部分不支給)	
	受給者	被保険者	受給者	被保険者
昭和41年～昭和50年	48	11	49	3
昭和51年～昭和60年	26	11	12	8
昭和61年～平成8年	2	2	5	8
平成9年～	0	0	2	12
計	76	24	68	31

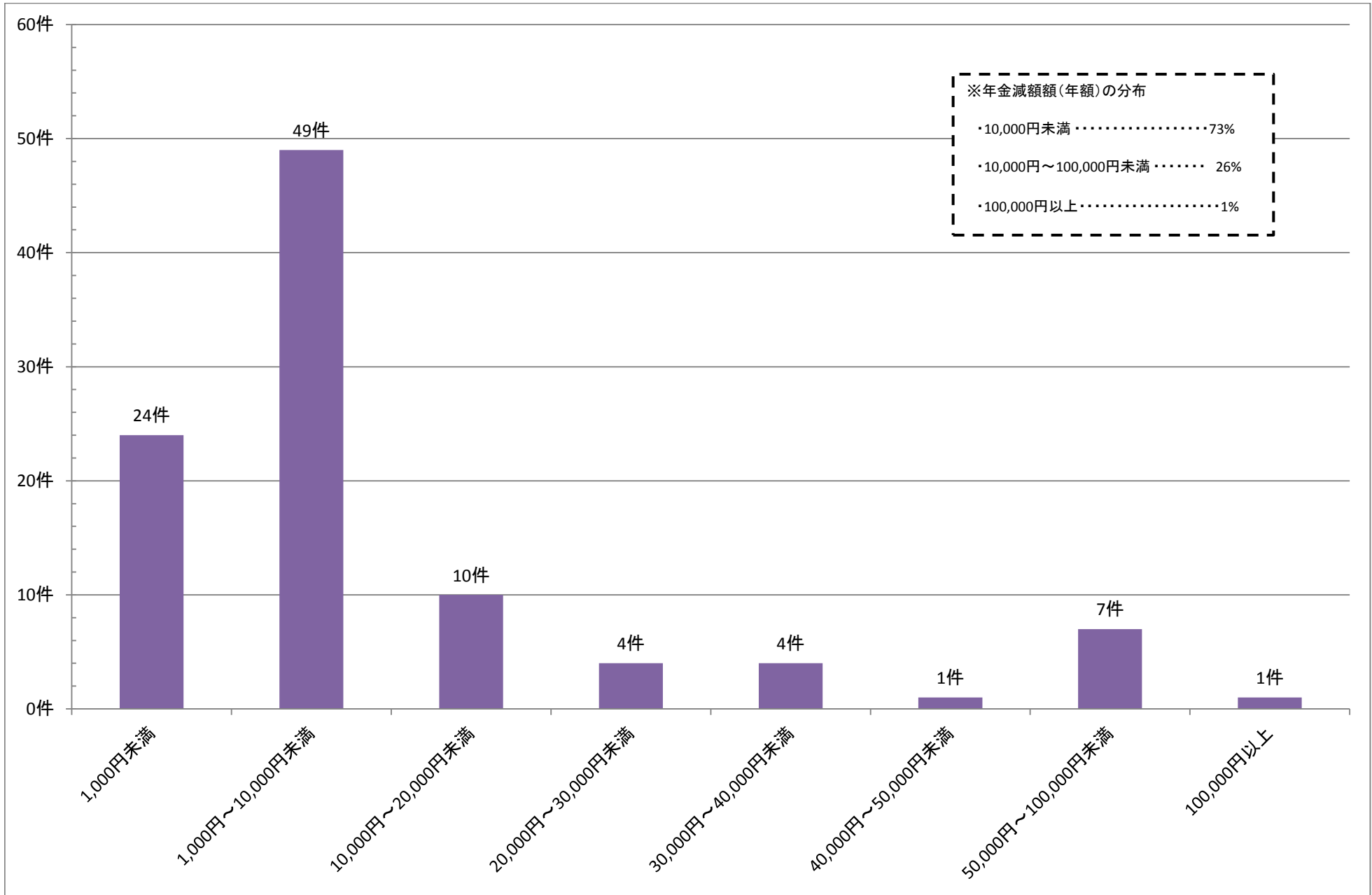
【参考】基金加入状況記録相違事案の見込み件数(粗い試算)

事案①の件数	約 3.1 万件	(不一致件数全体 260 万件 ^{※1} × 1.2%)	うち受給者数	1. 2 万件 ^{※2}	被保険者数	1. 9 万件
事案②の件数	約 13.5 万件	(不一致件数全体 260 万件 × 5.2%)	うち受給者数	5. 0 万件	被保険者数	8. 5 万件

※1 厚生年金基金加入履歴を有するオンライン記録約 4,000 万件のうち、被保険者記録と基金記録の不一致率 6. 4% (企業年金連合会における不一致率:平成 22 年 5 月 13 日時点速報値)として機械的に算出したもの。

※2 厚生年金基金における受給者の比率 37.2% (平成 21 年度末の加入員数 460 万人、受給者数 272 万人)を用いて、機械的に算出したもの。

種別訂正による年金額減額（年額）分布図（事案①）



種別訂正による年金額増額（年額）分布図（事案②）

